

政令第 号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十一月一日とする。

理 由

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。